

第5講：59「まつり」

この『逸話篇』59話「まつり」は、教祖が山中こいそ（後の山田いゑ）に仰せられた二つのお言葉が印象的な逸話である。

「まつりというのは、待つ理であるから、二十六日の日は、朝から他の用は、何もするのやないで。この日は、結構や、結構や、と、をや様の御恩を喜ばして頂いておればよいのやで。」

「こいそさんが、朝から何もせずにいるのは、あまり勿体ない、と言いなはるから、裁ちましたが、やはり二十六日の日は、掃き掃除と拭き掃除だけすれば、おつとめの他は何もする事要らんのだ。してはならんのだ。」

『山田こいそ伝』（敷島大教会、1982年）では、一つ目のお言葉は、山中こいそがお屋敷に住み込んで始めて26日を迎える、明治11年正月26日に教えられたとされている。それを踏まえて逸話を讀むと、素朴な疑問が浮かんでくる。

山中こいそは、陰暦3月26日の朝に、「朝から何もせずにいるのは余り勿体のう存じます」とお願いしたとある。26日の朝といえば、お祭の準備で忙しいように思うが、そうでもなかったのだろうか。また、正月26日に「朝から他の用は、何もするのやないで」と教えられていながら、わずか2カ月後の3月26日になぜ教祖に他の用事をお願いしたのだろうか。

つとめの歴史

『逸話篇』の52話「琴を習いや」から55話「胡弓々々」を読んでいると、59話の頃には、まだ現在のような「つとめ」が勤められていたわけではないことに気づかされる。そこで、「つとめ」に関する事項を『天理教事典 第三版』巻末の年表から抜粋すると次のようになる。

- 慶応2年（1866） 「あしきはらひたすけたまへてんりわうのみこと」の歌と手振りを教えられる。
- 慶応3年（1867） みかぐらうた「十二下り」の歌（正月～8月）と手振り（以後3カ年間）を教えられる。
- 明治3年（1870） この年、「ちよとはなし」を教え、「よろづよ八首」を十二下りの前に付け加えられる。
- 明治7年（1874） 陽暦6/18（陰暦5/5）秀司らを伴い、前川宅にかぐら面を受け取りに赴かれる。
- 明治8年（1875） 6/29（陰暦5/26）ぢば定め。この年、「いちれつすますかんろだい」の歌と手振りを、またをびやづとめ以下11通りのつとめの手を教えられる。
- 明治10年（1877） 年初より、三曲の鳴物を教えられる。辻とめぎく（琴）、飯降よしゑ（三味線）、上田ナライト（胡弓）、増井とみゑ（控）。
- 明治13年（1880） 9/30（陰暦8/26）初めて鳴物そろえておつとめ。
- 明治15年（1882） みかぐらうたの一部改まる（「いちれつすまして」）。10/12～10/26（陰暦9/1～9/15）毎日づとめ。
- 明治16年（1883） 毎月26日、参拝者多数。

これを見ると、この逸話（明治11年）の頃は、3年前にぢば定めがあって、「いちれつすますかんろだい」が教えられたばかりで、前年から三曲の鳴物が教えられている最中であり、まだ鳴物をそろえて「つとめ」が勤められたこともなく、毎月の参拝者もそれほど多くはないという状況であったと言える。そもそも、毎月26日の「つとめ」がいつから勤められているのか定かではないが、この逸話は、少なくとも明治11年には勤められていたことを示す史料ともなっている。

つとめの意義

「つとめ」については、「おふできき」で次のように教えられる。

このよふをはじめかけたものをなぢ事
めづらし事をしてみせるでな

このよふをはじめてからにないつとめ

またはじめかけたしかをさめる（ふ6：7-8）

これについて、『天理教教典』では「人間世界を創めた元初りの珍しい働きを、この度は、たすけ一条の上に現そうとて、教えられたつとめである」（16頁）と解説されている。この「つとめ」を月々に勤めるということについては、明治8年ご執筆の第10号に、

これさいかたしかにでけた事ならば

月々つとめちがう事なし

つとめさいちがはんよふになあたなら

天のあたゑもちがう事なし（ふ10：33－34）

とあり、月々違わず「つとめ」を勤めることによって、元初まりの珍しい働きによって、「天のあたゑ」も約束され、この世は守護され治まると教えられている。

「二十六の理」あるいは「命日」「御縁日」

その「つとめ」がなぜ、26日に勤められるのか。26日の理合いについて、「おさしづ」では次のように言われる。

月々二十六日として月次祭もあれば大祭もある。……又一つ二十六日というは、始めた理と治まりた理と、理は一つである。（さ29・2・29）

「始めた理」は教祖が天保9年10月26日に「月日のやしろ」に定められたという史実（立教）、「治まりた理」は明治20年正月26日に現身をおかくしになったという史実をめぐものだが、それに関する親神の思召は、一貫して“かわいい子供をたすけたい”ということであると教えられる。このように26日は、この道のはじまった親神の特別な思いのこもった日であるということが出来る。

ところで、この逸話と同じ話が掲載されている『山田伊八郎文書』（敷島大教会、1973年）や『山田こいそ伝』（前掲）では、26日が「命日」や「御縁日」という言葉で表現されている。教祖在世中からこうした表現が使われていたと言われる。教祖から直接教えを聞いた先人が26日を「命日」や「御縁日」と呼んでいたことには、その日はこの道の元初まりに由来する特別な日であるという意味が込められているように思われる。

おわりに

以上のように、この逸話の頃は、現在の26日の様子とはかなり異なっている。逸話の中で、教祖に他の用事をお願いしていることからすると、26日の日も他の用事をお願いしたくなるほど、普段とそれほど違いのない日に感じられたのではないだろうか。

だからこそ、「まつりは待つ理」「何もする事要らん」「してはならん」と諭されたことは意義深い。ともすれば、26日の「つとめ」が別の用事に取られてしまいかねない当時の人々に、その日が元初まりにゆかりある日であり、その珍しい働きをたすけ一条の上に現そうと教えられた「つとめ」を勤める、何よりも特別な日であることを明確に示そうとされたものと考えられる。

こうした点を聞き分けて、26日は特に「結構や、結構や」と親神様に生かされているご恩を喜んで迎えるようにと教えられる。